

# 口座振替でうっかり納付忘れを防止!!

下の表に記載の税金や保険料などは、口座振替による納付が便利です。期日に振り替えできなかった場合には、納付書を送付してお知らせしますので、延滞金の発生防止にもなります。3つの申し込み方法を紹介します。

この特集のお問い合わせは  
納税課 421-6726へ

## ①口座振替申込書で申し込み

「八千代市口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」に必要事項を記入し銀行届出印を押印して申し込みます。申込書は市役所、支所、連絡所のほか市内の銀行、郵便局にあります。三枚複写となっていますので、それぞれ記入と押印をして、市役所の各担当課またはお近くの支所、連絡所へ提出してください。

納期月の2か月前までに申し込む必要があります。

例：固定資産税・都市計画税の第1期は4月末納期なので「2月末」が申し込み期限となります。

## ②キャッシュカードで申し込み

市役所と支所（連絡所は除く）で手続きできます。金融機関のキャッシュカード（IC専用カードは不可）を専用の端末に取り取らせて口座振替を登録することができます。

口座名義人であるか本人確認しますので、マイナンバーカードなどの身分証と一緒に持参してください。

口座名義人本人以外は申し込みできません。また、法人は申し込みできません。①口座振替申込書による申し込みをしてください。

心身障害者扶養年金負担金、市営住宅使用

料、学校給食費はキャッシュカードで、申し込むことができません。

納期月の1か月前までに申し込む必要があります。

例：固定資産税・都市計画税の第1期は4月末納期なので「3月末」が申し込み期限となります。

## ③インターネットで申し込み (WEB申し込み)

市のホームページから申し込むことができます。

口座名義人本人以外は申し込みができません。また、法人は申し込みができません。①口座振替申込書による申し込みをしてください。

市ホームページのトップページから「くらしの情報」→「税金」→「納税」→「関連情報」の「WEB口座振替受付サービス」へと進み、注意事項や金融機関ごとの必要な情報を確認して、申し込みをしたい科目ごとに手続きしてください。

心身障害者扶養年金負担金、市営住宅使用料、学校給食費はWEB申し込みができません。

三菱UFJ銀行、千葉信用金庫、東京東信用金庫、中央労働金庫、八千代市農業協同組合はWEB申し込みができません。



納期月の1か月前までに申し込む必要があります。

例：固定資産税・都市計画税の第1期は4月末納期なので「3月末」が申し込み期限となります。

申込方法	場所	用意するもの	期限
①口座振替申込書	市役所、支所、連絡所、銀行・郵便局	金融機関届出印	納期月の2か月前
②キャッシュカード	市役所、支所	キャッシュカード、口座名義人本人の身分証	納期月の1か月前
③インターネット		必要な情報は金融機関ごとに異なりますので市ホームページの案内を確認してください。	納期月の1か月前

## 固定資産税・都市計画税のご注意

5年1月1日と前年1月1日の登記名義人が変更になった場合は、再度、口座振替の申し込みが必要です。共有者が変更となった場合も同様です。①申込書は2月末まで、②キャッシュカードでの申し込みと、③インターネットでの申し込みは3月末までに申し込みをしてください。

## 口座振替できる科目一覧

市県民税（普通徴収）	介護保険料	市営住宅使用料
固定資産税・都市計画税	し尿処理手数料（※）	芝生墓地管理料
軽自動車税	保育園保育料	学校給食費
国民健康保険料	学童保育料	
後期高齢者医療保険料	心身障害者扶養年金負担金（※）	

※し尿処理手数料と心身障害者扶養年金負担金はゆうちょ銀行を利用できません。

## 口座振替できる金融機関一覧

みずほ銀行	千葉銀行	中央労働金庫
三菱UFJ銀行	千葉興業銀行	八千代市農業協同組合
三井住友銀行	京葉銀行	ゆうちょ銀行（※）
りそな銀行	千葉信用金庫	
埼玉りそな銀行	東京東信用金庫	

### 大和田地域包括支援センターが移転しました

市役所の2階にあった大和田地域包括支援センターが民間委託となり、設置場所が変更となりました。新しい場所は、八千代中央駅から徒歩2分の場所にあるビル1階です。電話でも相談できます。また、必要に応じて訪問します。

▼委託先事業者 医療法人社団 恵仁会 484-6611 ▼場所 ゆりのき台4-1-12 NSビル1階A号室  
(長寿支援課地域包括支援センター)

### 伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金の一体的実施事業を開始しました

子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう妊娠時から出産子育てに寄り添う相談支援と経済的支援（出産・子育て応援給付金）を5年2月から実施しています。

▼内容 母子健康手帳の交付（妊娠届出時）の面談時に「出産応援給付金（5万円）」、出生届出後の面談の後に「子育て応援給付金（5万円）」を支給 ▼対象 ①4年4月1日から5年1月31日までに妊娠届出（母子健康手帳の交付）または出産をされた人、②5年2月1日以降に妊娠届出および出産をされた人 ▼申請方法 ①個別に郵送で通知した申請書とアンケートに回答、②妊娠届出時（妊娠中に申請）、③出産後（出産後4か月までに申請） いずれも妊娠届出との面談後給付金の申請。詳しくは市ホームページへ。（母子保健課 486-7250）

確保しましょう。交通機関がマヒしている可能性もあるので、むやみに帰宅しようとせず、交通状況や被害状況を確認し、職場や学校などにとどまり、情報を収集するなど適切な行動を心掛けましょう。

状況が落ち着き、徒歩で帰るときは、下の表示のある災害時帰宅支援ステーションで、水やトイレなどの支援を受けられます。日ごろから帰路や支援ステーションの場所を確認しておきましょう。（危機管理課 421-6716・消防本部警防課 459-7804）

▲コンビニエンスストアなど ▲ガソリンスタンド